

監 査 報 告 書

平成28年 5月 13日

社会福祉法人 春風会
理事長 菅 政和 様

監 事 小田 喬



監 事 山口 弘幸



社会福祉法第40条および社会福祉法人春風会定款第11条に基づき、平成27年度の監査結果について、下記のとおり報告します。

なお、指摘事項は、ありませんでした。

記

- 1 実施日時 平成28年 5月 13日 午前10時00分～午後3時30分
- 2 実施場所 名称 (特別養護老人ホーム 青葉苑 会議室)
所在地 (長崎市戸町4丁目7-17)
- 3 立会人等 役職名 (専務理事) 氏名 (吉 田 共 生)
- 4 監査結果 認 定・不認定

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
理事の業務 執行状況	1. 定款に定められた内容で実行されており、適正である	特になし。	
法人の財産 管理状況	1. 定款及び経理規程に定められた内容で執行されており、概ね適正である。新会計移行に伴い、積立金等について、わかりやすい表記をお願いいたします。	特になし。	

事 項	意 見	指 摘 事 項	備 考
法人および施設の業務執行状況	1. 事業会計にもとづき、管理会議、主任会議、各種委員会をライントとして、各事業所の業務執行は適正である。	特になし。	
法人および施設の会計状況	1. 定款及び経理規程に定められた内容で執行されており、適正である。	特になし。	
その他	1. 定款及び法人関連規程等に、もとづき、適正である。	特になし。	
監査項目の内容	別紙のとおり		

〔記載上の注意事項〕

※意見欄は、「適正である」「概ね適正である」「一部改善を要する」等の意見を記入してください。

(別紙)

No. 1

監事監査項目					
監査結果 A…適正 B…要改善 C…要即改善 (該当欄に○印)					
項目	監査事項	監査結果			内容
		A	B	C	
I 組織運営					
1 定款	①定款準則に準拠していること。	○			
	②定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。	○			
2 役員					
(1)定数・現員	①欠員が生じていないこと。	○			
(2)選任・任期	①役員を選任(再任)手続きが定款の定めに従い、遅滞なく行われていること。	○			
	②役員任期が明確になっていること。なお、補欠の役員任期は、前任者の残任期間であること。	○			
	③評議員会を設置する場合は、評議員会において役員を選任することが適当であること。	○			
3)適格性	①欠格事由を有する者が選任されていないこと。	○			
	②関係行政庁の職員が役員となっていることは、適当でないこと。	○			
	③実際に法人運営に参画できない者が名目的に役員に選任されることは、適当でないこと。	○			
	④役員報酬は、役員報酬規程等を整備した上で、勤務実態に即して支給していること。	○			
3 理事					
(1)定数	①定数は、6名以上であること。	○			
(2)適格性	①各理事について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。	○			
	②法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えて選任されていないこと。	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
(2)適格性	③社会福祉事業について学識経験を有する者または地域の福祉関係者が理事として参加していること。	○			
	④法人が経営する社会福祉施設の長が1名以上参加していること。	○			
(3)代表者	①理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営、事業経営を行うこと。なお、代表権の制限を行う場合は、組合等登記令に基づき、その内容を登記すること。	○			
	②理事長の職務代理者が指名されていること。	○			
4. 監事・監査	①監事は、理事、評議員および職員またはこれらに類する他の職務を兼任していないこと。	○			
	②監事のうち1名は、社会福祉法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。また、1名は社会福祉事業について知識経験を有する者または地域の福祉関係者が加わっていること。	○			
	③監事は、他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。	○			
	④監事は、法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。	○			
	⑤理事の事業執行の状況、財産の状況、特に事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われていること。	○			
	⑥財産状況等の監査については、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を図ることが適当であること。(中略)これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
4. 監事・監査	⑦ 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会および長崎市に報告後、法人において保存されていること。	○			
5 理事会					
(1) 審議状況	①開催手続きが定款の定めに従って行われ、理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。	○			
	②議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。	○			
	③理事会への欠席または書面による議決権の行使が継続している理事がないこと。	○			
	④理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。	○			
(2) 記録	①議事録は、正確に記録され、保存されていること。	○			
6 評議員・評議員会	①評議員会を設けること。	○			
	②評議員の定数および現員は、理事の2倍を超えていなければならないこと。	○			
	③各評議員について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。	○			
	④法人に係る施設整備や運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。	○			
	⑤地域の代表が参加していること。	○			
	⑥評議員の選任、評議員会の開催、審議は定款の定めに従い行われていること。	○			
	⑦理事会の要審議事項については、原則として、あらかじめ意見を聴いていること。	○			
	⑧評議員会への欠席が継続している評議員がないこと。	○			
	⑨議事録は正確に記録され、保存されていること。	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
II 事業					
1 事業一般	<p>①定款に記載されている事業が行われていること。</p> <p>②定款に記載されていない事業を行っていないこと。（定款の変更を行う必要がない事業として所轄庁が認めた事業を除く。）</p> <p>③公益的取組（公益事業の実施のほか、低所得者に対するサービス利用料の減免等を含む。）が、本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲において、積極的に実施されていることが望ましいこと。</p>	○			
2 社会福祉事業					
(1) 運営状況	<p>①当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。</p> <p>②社会福祉事業を行うための必要な資金が確保されていること。社会福祉事業の収入を公益事業（関係法令通知により認められた事業を除く。）または収益事業の支出に充てていないこと。</p> <p>③関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。</p>	○			
(2) 事務手続	<p>①事業の開始、変更および廃止等に係る所要の手続きが遅滞なく行われていること。</p>	○			
3 公益事業					
(1) 必要性	<p>①社会福祉と関係を有し、公益性を有するものであること。</p> <p>②公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。</p> <p>③事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。</p> <p>④会計が、社会福祉事業および収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。</p>	○			

項目	監査事項	監査結果			内容
		A	B	C	
(2) 剰余金の処分	① 剰余金が生じた場合は、公益事業または社会福祉事業の経営に充てられていること。	○			
4 収益事業					
(1) 必要性	① 社会福祉事業または公益事業（社会福祉法施行令第4条各号および平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。（3）において同じ。）の経営の財源に充てるために行われているものであること。				非該当
(2) 事業内容	① 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。				非該当
	② 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。				非該当
	③ 社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるものおよび投機的なものでないこと。				非該当
	④ 社会福祉事業用設備の使用または社会福祉事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来していないこと。				非該当
	⑤ 収益事業は、特別会計とされていること。				非該当
(3) 収益の処分	① 収益が社会福祉事業または公益事業の経営に充てられていること。				非該当
Ⅲ 管理					
1 人事管理					
(1) 任免関係	① 施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。	○			
(2) 職務関係	① 職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画をたてられていること。	○			
2 資産管理					
	① 基本財産、運用財産、公益事業用財産および収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。	○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
2 資産管理	<p>②基本財産（社会福祉施設を運営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産として常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行われていること。</p> <p>③基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあつても、安全、確実な方法で行われていることが望ましい。</p> <p>④株式の保有は原則として別に定める事項（略）に限られていること。</p> <p>⑤株式の保有が認められる場合において、全株式の20%以上を保有している場合については、法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在を、別に定める事項（略）を記載した書類を提出していること。</p> <p>⑥法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動が激しい財産、客観的評価が困難な財産の相当部分を占めないようにされていること。</p> <p>⑦法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。</p> <p>⑧基本財産を、長崎市の承認を得ずに、処分し、貸与しまたは担保に供していないこと（独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合及び独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合を除く）。</p> <p>⑨社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、みだりに処分されていないこと。</p>	○			非該当
					非該当
					非該当
		○			
		○			
		○			
		○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
3 会計管理					
(1) 予算	①予算は、定款の定めに従い適正に編成されていること。 ②予算が適正に執行されていること。なお、予算の執行に当たって変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。	○			
(2) 会計処理	①経理規程を制定していること。 ②会計責任者が置かれていること。なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、それぞれ辞令が交付されていること。また、内部牽制機能が十分に保たれていること。 ③現金保管については、保管責任が明確にされていること。	○ ○			
(3) 債権債務の状況	①借入金は、理事会の議決（及び評議員会の意見の聴取）を経て行われていること。また、借入金が事業運営上の必要によりなされたものであること。 ②借入金の償還財源に寄付金が予定されている場合は、法人と寄付予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄付が遅滞なく履行されていること。	○ ○			
(4) 決算および財務諸表	①決算手続は、定款の定めに従い適正に行われていること。 ②財産目録、貸借対照表および収支計算書が整備され、保存されていること。	○ ○			
(5) その他	①社会福祉施設の利用者または利用者の家族等に寄付金を強要していないこと。 ②社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は、別会計で経理されているとともに、適正に管理がなされていること。	○ ○			

項 目	監 査 事 項	監査結果			内 容
		A	B	C	
5 その他	<p>①法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。</p> <p>②福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。</p> <p>③福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。</p> <p>④法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p> <p>【以下、余白】</p>	○			
		○			
		○			
		○			

H28年5月13日